

別紙2 園芸作物等の先導的取組支援

第1 趣旨

輸出の拡大や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした家庭内消費の拡大、輸入品から国産品への切り替えなど需要構造が変化する中、新たな需要に対応する生産体制の構築を早急に進めていく必要がある。このため、需要の変化に対応し、新品目・品種、新樹形の導入や産地の改革につながる新技術導入など、国際競争力の強化に向け産地を先導する取組に対して支援を行う。

第2 事業の内容等

1 支援対象となる品目及び取組内容

本事業で支援する品目及び取組内容は以下のとおりとし、品目別の詳細はⅠからⅢまでのとおりとする。

- Ⅰ 果樹
- Ⅱ 茶
- Ⅲ 花き

(1) ほ場条件整備

園内道の整備やほ場の傾斜緩和、土壌土層改良、排水路の整備によるほ場条件の整備の取組

(2) 設備導入

かん水施設や防霜ファン等の災害対応設備、多目的防災網、雨除け設備の導入等の取組

(3) 品質向上

有機栽培への転換、茶の棚施設を利用した栽培方法への転換、茶の直接被覆栽培への転換及び輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入並びに残留農薬分析の取組

(4) 技術実証・展示

安定した高品質生産に係る生産技術及びその他新技術の導入に係る実証試験の実施及び新技術等の展示ほの設置に係る取組

(5) 品目等転換検討・調査

より需要のある品目等への転換を図るための市場調査等の実施及び有識者等を交えた検討に係る取組

(6) 伐採・抜根・整地

永年性作物の優良品種等の植栽や園地整理、品目転換等のための伐採（樹体を根元から切断することをいう。）・抜根及び整地に係る取組

(7) 栽培環境整備

品目等の転換後に新たに必要となる生産資材等の導入に係る取組

(8) 植栽

果樹及び茶の優良品種等の植栽等（伐採・抜根・整地後の植栽を含む。）に係る取組

(9) 未収益支援

果樹及び茶の植栽等により発生する未収益期間の樹体管理に係る取組

(10) 研修の開催等

新技術の実証や導入後等に行う研修の開催や栽培マニュアルの作成、転換先品目の販路開拓に必要な広報資材の作成等の取組

(11) 推進事務

第2の1のⅠ及びⅡの事業において、事業実施主体（第2の1のⅠの事業においては、第2の1のⅠの第2の2に定める事業実施者を含む。）が、（1）から（10）までの取組の実施やこれらの取組を行う支援対象者の選考、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う取組

2 補助対象経費及び補助率

補助対象経費は別表1のとおりとし、事業実施主体（第2の1のⅠ及びⅡの事業にあつては、それぞれに定める事業実施者または支援対象者）が直接的に行う、第2の1の取組に要する経費の補助率は、以下及びⅠからⅢまでに定める通りとする。

ただし、果樹に係る事業にあつては、事業実施主体及び事業実施者が行う本事業の実施に必要な経費は定額とする。なお、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知）の別表1に規定する果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹労働生産性向上等対策事業の事業実施主体と同一となる場合にあつては、果樹労働生産性向上等対策事業のうち果樹経営支援等対策事業に係る事務と一体的に実施することができるものとする。

(1) ほ場条件整備 1／2以内

(2) 設備導入 1／2以内

(3) 品質向上 1／2以内

(4) 技術実証・展示 定額、1／2以内

(5) 品目等転換検討・調査 定額（転換面積10a当たり2万円。ただし1経営体当たり上限20万円とする。）

(6) 伐採・抜根・整地 1／2以内

(7) 栽培環境整備 定額（転換面積10aあたり30万円以内）

(8) 植栽 1／2以内

(9) 未収益支援 定額

(10) 研修の開催等 定額

(11) 推進事務 定額

第3 事業実施主体の公募

本事業は公募事業とし、農林水産省のウェブサイトにおいて、農産局長が公募するものとする。その詳細は農産局長が公募要領に定めるものとする。

1 審査

第2の1のⅠの事業については農産局において、第2の1のⅡ及びⅢの事業については地方農政局等において、応募者から提出された申請書類を審査・採点した上で、農産局長が設置する外部有識者で構成される選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）に取組内容及び成果目標の妥当性について諮るものとする。

なお、審査基準については、別表2のとおりとし、応募者から提出された申請書類を審査基準に基づき採点の上、全ての審査項目のポイントを合計し、予算の範囲内でポイントの高い者から順に補助金交付候補者として採択するものとする。同ポ

イントの申請が複数あった場合は、国費が少ない者を優先的に採択するものとする。

2 審査結果の通知等

- (1) 農産局長は、選定審査委員会による審査結果について、第2の1のⅠの事業については応募者に対して、第2の1のⅡ及びⅢの事業については地方農政局長等に対して、審査結果を通知するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の通知があった場合、応募者に対し審査結果を通知するものとする。
- (3) 農産局長及び地方農政局長等は、選定審査委員会による指摘等がある場合には、応募者に指示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることができることとする。

なお、この場合にあっても、ポイントの変更は行わないものとする。

第4 事業実施手続

1 事業実施計画

- (1) 事業実施主体は、事業実施前に、別紙様式第1号により事業実施計画を作成の上、第2の1のⅠにあつては農産局長、第2の1のⅡ及びⅢにあつては地方農政局長等（以下「農産局長等」という。）へ提出し、その妥当性について協議を行うものとする。

なお、農産局長が別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者の事業実施計画については、農産局長等との協議を行ったものとみなすことができる。

- (2) (1)の事業実施計画について、次に掲げる重要な変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。

ア 事業内容の取組の新設

イ 成果目標の変更

ウ 特に必要と認められる重要な変更

なお、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

- (3) 第2の1のⅡ及びⅢの事業の場合、地方農政局長等は、提出された事業実施計画について、次のアからウまで全て満たすよう指導するものとする。

ア 事業の実施要件を全て満たしていること。

イ 当該事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること。

ウ 取組の内容が、事業実施地区が所在する都道府県又は市町村と連携したものであること。

2 事業の着手

- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、実情に応じた事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する必要がある場合にあつては、事業実施主体は、あらかじめ、農産局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第2号により農産局長等に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間

に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

また、交付決定前に事業に着手した事業実施主体は、本要綱第9の規定による申請書の備考欄に、着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 農産局長等は、(1)のただし書による交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第5 事業の適正な執行の確保及び指導推進等

- 1 国は、本対策の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農産局長等は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又は支援対象者（果樹はⅠの第2の3、茶はⅡの第4の(6)に記載）のいずれかがこれらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の全部又は一部についての返還を命ずることとする。
 - (1) 農産局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき。
 - (2) 事業実施主体が第7の2に定める事業評価等の報告を怠ったとき。
 - (3) 導入した設備が消滅又は消失したとき。
 - (4) 導入した設備が適正かつ効率的に利用されていないと判断するとき。
 - (5) 改植等の取組が継続されていないこと、改植等の取組中の個々のメニューを別のメニューに切り替えて実施していること又は適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき。

第6 設備等の管理運営に関する基準等

- 1 管理運営
支援対象者は、事業により整備した設備やほ場（以下「設備等」という。）について、法定耐用年数の満了時までは、常に良好な状態で適正に管理運営するものとする。
- 2 指導監督
事業実施者は、事業の適正な推進が図られるよう、支援対象者による適正な設備等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、事業実施者は、関係書類の整備、設備等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、支援対象者を十分に指導監督するものとする。
- 3 事業名等の表示
支援対象者等は、事業により整備した設備等について、事業名、整備を実施した年月日等を表示するものとする。

第7 点検評価等

1 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、本要綱第35に基づき、事業実施年度における事業の実施状況を別紙様式第3号により作成し、事業実施年度の翌年度の7月末日までに農産局長等に報告するものとする。
- (2) 農産局長等は、(1)の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

2 事業の評価及び改善指導

- (1) 事業実施主体は、本要綱第36に基づき、成果目標の達成状況について、別紙様式第4号により自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに農産局長等に報告するものとする。
- (2) 農産局長等は、(1)の事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を行うよう指導するものとする。

別表1（補助対象経費）

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験、検証及び調査に係る備品の購入に要する経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	- 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 - 耐用年数が経過するまでは、支援対象者による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 - 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	- 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 - 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 - 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 - 実働に応じた対価以外の有給休

			暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・自らが会議室を所有している場合は、その会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料は除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業機械・施設、ほ場等の借上経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に要する経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に要する経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に購読されているものは除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や技術実証試験等に必要の原材料の経費	
	資機材費	・事業を実施するために直接必要なほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・消耗品費は物品受払簿で管理すること。
	植栽費	・永年性作物の伐採・抜根及び整地並びに植栽等の実施に直接必要な経費	
	転換等助	・生産者が転換先品目を導入す	

	成費	るために新たに必要となる種子・種苗、農薬及び肥料、生産資材等の経費	
	未収益期間栽培管理費	・植栽等に伴い発生する未収益期間における栽培管理に直接必要な経費	
	ほ場整備費	ほ場の整備に直接必要な以下の経費 ・土壌土層改良費（重機の賃借に要する費用・燃料費、深耕・整地費、土壌改良用資材費等） ・園内道等の整備費、傾斜の緩和に係る経費、排水路の整備費	
	設備設置費	以下の設備の設置に直接必要な経費 ・防霜、防雹、防風、その他病害虫対策に係る設備の整備費（防霜ファン、多目的防災網、雨よけ設備等の整備費） ・用水、かん水施設等の整備費（揚水施設、散水施設、自動制御装置等の整備費）	
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代等の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・自身、自身の代表者及び自身に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合

		部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者に委託するために必要な経費	理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

注1 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注2 表に掲げる経費であっても、以下の場合にあつては補助対象外とする。

- ・本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- ・補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

注3 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。

- ・国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- ・農産物等の販売価格支持又は所得補てん
- ・新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

別表2（審査基準）

審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3か年に適正化法第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募者（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

1 共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
------	------	------	------

有効性 【目的・目標の妥当性】	・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性 【事業実施計画の妥当性】	・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体制の妥当性】	・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・代表者に十分な管理能力があるか。事業内容に関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性 【支援の妥当性】	・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
品目ごとに、2項目の審査基準を設定			

2 各品目の審査基準

(1) 果樹

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
果実・果樹に対する知見	・果実の生産に関する知見を有しているか。 ・果実の流通に関する知見を有しているか。 ・果実の加工に関する知見を有しているか。 ・果実の消費に関する知見を有しているか。 ・果樹に係る試験研究等果樹農業に関する知見を有しているか。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0
事業実施者等との協力体制	・応募者と事業実施者との協力体制が構築されている事業体系となっているか。 ・『果樹産地構造改革計画について』（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知。）に基づく産地協議会や農業協同組合等の関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。 ・都道府県と関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。	3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 3 1 0

(2) 茶

審査基準		評価項目	配分基準	ポイント
茶に対する知見		・茶の生産に関する知見を有しているか。 ・茶の流通に関する知見を有しているか。 ・茶の加工に関する知見を有しているか。 ・茶の消費に関する知見を有しているか。 ・茶に係る試験研究等茶業に関する知見を有しているか。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0
成果 目 標 に 関 する 基 準	Ⅱの第4の(1)のア	産地で推奨する品種の栽培面積の割合	100%	5
			95%以上	4
			90%以上	3
			85%以上	2
			80%以上	1
			80%未満	0
	Ⅱの第4の(1)のイ	産地で推奨する品種へ転換する面積の割合	18%以上	5
			16%以上	4
			14%以上	3
			12%以上	2
			10%以上	1
			10%未満	0
	Ⅱの第4の(1)のウ	生産量又は販売額の増加割合	20%以上	5
			18%以上	4
			16%以上	3
			14%以上	2
12%以上			1	
12%未満			0	
Ⅱの第4の(1)のエ	有機栽培面積の割合	28%以上	5	
		26%以上	4	
		24%以上	3	
		22%以上	2	
		20%以上	1	
		20%未満	0	

	Ⅱの第4の(1)のオ	輸出向け栽培面積の割合	28%以上	5
			26%以上	4
			24%以上	3
			22%以上	2
			20%以上	1
			20%未満	0
	Ⅱの第4の(1)のカ	災害発生年と比較した単収の増加割合 ※災害発生年と比較する単収は、事業実施年度の翌年度から目標年度までの3年間の平均値とする。	18%以上	5
			16%以上	4
			14%以上	3
			12%以上	2
			10%以上	1
			10%未満	0

(3) 花き

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標に関する基準 (Ⅳの第8の1)	転換元品目から転換先品目への転換面積 ※転換先面積の品目が複数の場合は、各品目の合計の面積とする。	140a以上	5
		115a以上	4
		90a以上	3
		65a以上	2
		40a以上	1
		40a未満	0
転換先品目に関する需要状況等	・転換先品目の需要を把握しているか。 ・転換面積と需要見込み量が整合していると認められるか。 ・転換先品目の需要が輸出拡大又は新たな用途などの国内の既存生産者と競合しない需要か。 ・転換先品目について継続的な需要確保が見込まれるか。 ・協議会の場合は実需者（実需者と取引がある市場等の流通業者を含む）が構成員となっている、協議会以外の場合は実需者と連携し事業を実施する体制となっているか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0

I 果樹

第1 趣旨

果樹は、他の作物と比較して労働時間が長く、かつ、労働量のピークが収穫等の短期間に集中する労働集約的な構造のため、園地の集積・集約化、規模拡大が進んでいないことなどから果樹の販売農家は10年で2割減少するなど生産基盤の脆弱化が継続している。

高品質な国産果実は国内外で高い評価を受けており、輸出品目としても高いポテンシャルを有しているにも関わらず、人口減少による国内需要の減少を上回って生産量が減少しており、国際競争力を維持し、安定した輸出を行っていくためには国内需要も含め生産量を確保することが急務となっている。

加えて、近年頻発している大規模自然災害、気候変動に起因する新規病害のまん延や今まで発生していなかった凍霜害や雹害の頻発など栽培環境の変化等のリスクが顕在化している。これらの災害によって国内外の市場が求める安定的な農産物の供給に支障が生じ、個別の農業経営のみならず産地としての競争力に大きな影響を及ぼしかねない状況となっており、果樹産地の労働生産性の向上のために省力的植栽方法への転換及び省力樹形の導入等が必要となっている。

また、我が国において、将来にわたって安定した良質な果実生産による国際競争力の高い持続可能な果樹農業を実現していくためには、予見し難い極端な気象推移や新規病害虫にも対応できる強固な生産基盤形成を進める必要があることから、災害防止設備等の導入を支援することで、今後発生する自然災害等を未然に防止し、安定生産を行うための体制構築が必要となっている。

さらに、果樹生産においては、高い防水性と透湿性を兼ね備えた被覆資材を利用した周年マルチ点滴灌水同時施肥法や機能性果実袋を利用した生理障害軽減技術等、安定した高品質生産を継続するための生産技術の確立が必要となっている。

これらの課題の解決を図るために必要な経費について補助を行うものとする。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

(1) 事業実施主体は、次に掲げる者とする。

民間企業、特定非営利活動法人、事業協同組合連合会、事業協同組合、企業組合、協業組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人並びに全国の区域をその対象地区とする農業協同組合連合会及び協議会とする。

ただし、いずれの組織においても役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

- (2) 事業実施主体は、本事業の業務の実施に関する事項について、あらかじめ農産局長に協議の上、業務方法書に定め、又は変更するものとする。
- (3) 業務の内容については、2に定める本事業の事業実施者（以下「事業実施者」という。）に対する助成及びそれに附随する業務とする。
- (4) 必要な報告の聴取又は調査
事業実施主体は、(3)の業務の実施に必要な限度において、事業実施者に対して、必要な事項に係る報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。
- (5) 事業の円滑な推進
事業実施主体は、(3)の業務を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる取組を行う。
 - ア 推進・指導
事業の実施等に必要な事項についての周知の徹底、適正な事業の実施を確保するための事業実施者及び支援対象者に対する指導並びに所要の手續に係る事務
 - イ 交付事務
申請書等の審査、事業実施者及び支援対象者に対する助成等
 - ウ 実施確認
事業の対象となる取組に係る書面又は実地での確認
 - エ その他必要となる取組
アからウまでのほか、事業の適正かつ円滑な実施のために必要な取組

2 事業実施者

- (1) 本事業の事業実施者は、原則として都道府県法人（果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第4条の4第2号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。）とし、産地協議会と連携して事業を実施するものとする。
ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。
- (2) 都道府県の区域を越える地域を地区とし、従たる事務所を設置している者が事業実施者となる場合の取扱いは以下のとおりとする。
 - ア 都道府県の区域を地区とする従たる事務所において事業を行う場合の事務手續については、事業実施者が都道府県ごとに事業を委任する者を置き、その者に行わせることができる。
 - イ 事業実施者がアに基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときには、あらかじめその旨を、当該都道府県を地区とする都道府県法人を通じて事業実施主体に届け出るものとする。
なお、当該都道府県に都道府県法人が設置されていない場合は事業実施主体に届け出るものとする。
 - ウ イに基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときの事務手續については、都道府県の全部又は一部の区域を地区とする者が事業を行う際

の事務手続に準じるものとする。

- (3) 別紙2の第2の1(4)に定める取組のうち安定した高品質生産に係る生産技術及びその他新技術の導入に係る実証試験(以下「技術の実証」という。)の実施については、次のア及びイを満たす場合に限り生産出荷団体その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。

ア 自らが取組を実施すること。

イ 取組の計画、実施及び評価について都道府県からの指導を受けること。

- (4) 事業実施者は、事業等の実施に必要な事項について業務方法書に定めるものとする。なお、(3)にあつては、この限りでない。

3 支援対象者

第3に定める取組の支援対象者は、次に掲げる者とする。ただし、技術の実証については、次の(4)、(5)及び(6)に限る。また、2(3)の場合にあつては、支援対象者を設定しないものとする。

- (1) 産地計画において担い手と定められた者
- (2) 産地計画に参画している生産者(1年以内に担い手が所有権若しくは賃借権等取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約(継続して8年以上の期間を有するものに限る。)を締結することが確実と認められる農地に係る取組を行う場合に限る。)
- (3) 地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。)第19条第1項に定める地域計画をいう。以下同じ。)のうち目標地図(同条第3項の地図をいう。以下同じ。)に位置付けられた担い手等(目標地図に位置付けられている認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織)、市町村の基本構想(基盤法第6条第1項に定める基本構想)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者)
- (4) 農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)
- (5) 生産出荷団体(別紙2の第2の1(4)に定める取組に限る。)
- (6) 農産局長との協議の上で事業実施主体が特に必要と認める者

第3 事業の内容

国際競争力の強化に向けた果樹産地の体質強化を図るため、第2の1の事業実施主体が生産基盤強化を目的として実施する、第2の3に定める本事業の支援対象者(以下「支援対象者」という。)が、『果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知)』(以下「産地計画通知」という。)に基づく産地協議会(以下「産地協議会」という。)が、産地計画通知に基づき策定した果樹産地構造改革計画(以下「産地計画」という。)等に基づき、当該計

画に定められた品目・品種について行う労働生産性の向上が見込まれる別紙2の第2の1に掲げる取組に対し支援する取組とする。

また、各取組に係る留意事項は、以下のとおりとする。

- (1) 技術の実証については、社会情勢や自然環境等の変化に対応し、高品質果実の生産を維持するための技術や資材の大規模実証とし、その補助率は1/2とする。
- (2) 植栽（別紙2の第2の1（8））及び伐採・抜根・整地（別紙2の第2の1（6））とあわせ行う植栽（伐採後、伐採した面積と同規模の農地に新たに植栽する場合を含む。Iにおいて以下同じ。）については、国際競争力の強化に向けた果樹産地の体質強化を図るための省力樹形（未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、面積当たりの労働時間の縮減、又は面積当たり収量増加を慣行比10%以上とすることが試験結果若しくは事例で確認できる樹形。Iにおいて以下同じ。）や、省力的植栽（園地内の作業道を確保し、樹高を低く仕立てるなど、整理して作業性、安全性を高めた植栽方法。Iにおいて以下同じ。）、優良品目・品種の植栽とする。
- (3) 別紙2の第2の1の（9）の未収益支援の補助率は、10a 当たり 22 万円の定額とする。

第4 事業の実施要件

本事業の実施要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

- (1) 別紙2の第2の1に定める取組のうち（4）以外の取組については、事業を実施する地域は、産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であること。また、技術の実証については、実施する取組の内容は、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条の3に基づき都道府県が策定する果樹農業振興計画の方針に沿ったものであること。
- (2) 別紙2の第2の1（8）及び（9）に定める取組について、支援対象者は事業実施の4年後に転換の態様が維持されていることを確認し、事業実施者に報告すること。
転換の態様が維持されていることの確認に当たっては、事業実施の内容、転換の態様が維持されているかについて第5に定める果樹先導的取組支援事業実施計画との突合を行うとともに、確認時の対象果樹園の写真（日付入り）等の確認根拠書類を5年間保管すること。
- (3) 支援対象者が事業実施から4年後までに以下のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと。ただし、技術の実証については、支援対象者（第2の2（3）の場合にあつては事業実施者をいう。以下同じ。）が事業実施の翌年度までにエの要件を満たすこと。
ア 支援対象者の果樹栽培面積のうち、産地計画における生産振興品目・品種の栽培面積を8割以上とすること
イ 生産量又は販売額を12%以上増加させること

- ウ 災害防止設備又は病害低減設備の導入により、対象となる災害又は病害が大きく発生した年と比較して単収を1割以上増加させること
- エ 技術の実証の取組により得られた成果を他の産地も含め活用できるように公表すること
- (4) 実施面積が1か所当たり以下のとおりであること。
- ア 別紙2の第2の1のうち以下のイ及びウ以外の取組：地続きでおおむね2a以上
- イ 別紙2の第2の1(1)及び(2)に定める取組（以下、「ほ場条件整備等」という。）：地続きでおおむね10a（ただし、土壌土層改良の取組は地続きでおおむね2a）以上
- ウ 別紙2の第2の1(4)に定める取組：おおむね200a（ただし、別紙2の第2の1(4)に定める取組のうち展示ほの設置（以下「展示」という。）は地続きでおおむね2a）以上
- (5) ほ場条件整備等の実施に当たっては、原則として支援対象者が農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく果樹共済又は収入保険に現に加入しているか、次年度に加入することを確約すること。
- また、これ以外の取組を事業実施者が実施するに当たっては、近年、気象災害が増加していること等に鑑み、果樹共済及び収入保険、その他の農業関係の保険への加入等により果樹経営の安定化を促すものとする。
- (6) ほ場条件整備等及び省力的植栽ほ場の展示に当たっては、試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。
- (7) 別紙2の第2の1(2)に定める取組のうち雨よけ設備の設置及び展示については、別紙2の第2の1(8)に定める植栽の取組と一体的に実施するものとする。

第5 果樹先導的取組支援事業実施計画

- (1) 支援対象者は、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた果樹先導的取組支援事業実施計画を別紙参考様式第1号及び別紙参考様式第3号により事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、技術の実証を実施する支援対象者は、別紙参考様式第2号及び別紙参考様式第3号により事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 事業実施者は、(1)の承認をしようとするときは、都道府県知事及び事業実施主体に協議するものとする。
- (3) 果樹先導的取組支援事業実施計画を変更する場合は、(1)及び(2)の規定を準用するものとする。
- ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、事業量又は事業費の30%以上の増減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

第6 推進指導体制等

(1) 全国段階

事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、農産局と連携して必要な情報の収集に努めるとともに、事業実施者その他関係機関に指導を行うものとする。

(2) 都道府県段階

事業実施者は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して産地協議会その他関係機関に指導を行うものとする。

(3) 産地段階

産地協議会は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、支援対象者に指導を行うものとする。ただし、技術の実証についてはこの限りでない。

第7 補助金の配分等

1 補助金の配分

(1) 事業実施主体は、国から交付された補助金の範囲内において、次に掲げる事項を勘案して算出したポイントに応じた額を事業実施者へ交付するものとする。

ア 担い手への園地の集積状況

イ 振興品目の生産状況

ウ 農地中間管理機構等を通じた園地整備の取組状況

エ 農地中間管理機構の産地協議会への参画状況

オ 農業共済及び収入保険の加入状況

カ G A P の取組状況

キ 革新計画（令和元年度持続的生産強化対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業により策定した計画又は令和2年度及び令和3年度スマート農業総合推進対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業のうち産地の戦略づくり支援により策定した計画）の策定の有無

ク 輸出の取組状況

ケ 水田活用の取組状況

コ 労働生産性向上の取組状況

(2) (1)に基づく交付額の算出の基礎となる指標については、(1)に掲げる事項ごとに、事業実施主体が農産局長と協議して定めるものとするが、省力樹形の導入や農地中間管理機構等の活用等の構造改革に取り組む産地協議会に対しては、優先配分するものとする。

(3) 設備導入の取組のうち雨よけ設備の導入については、産地協議会ごとに(1)に掲げる事項を勘案して算出したポイントの高い順（同一ポイントを獲得した産地協議会が複数ある場合には、当該取組の要望額の小さい順）に並べ、事業実施主体が農産局長と協議して定める当該取組の予算額の範囲内において、ポイントが上

位の産地協議会から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を事業実施者へ交付するものとする。

2 補助金の交付

- (1) 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、別紙参考様式第4号又は別紙参考様式第5号に定める果樹先導的取組支援事業補助金（変更）交付申請書により事業実施者（第2の2（3）の場合にあつては事業実施主体）に対し補助金の交付を申請するものとする。
- (2) 事業実施者（第2の2（3）の場合を除く。）は、支援対象者からの補助金の交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。

3 実績報告

- (1) 支援対象者は、本事業の実績について、第5の（1）の果樹先導的取組支援事業実施計画の内容に準じて記載するとともに、補助金の請求額について、別紙参考様式第6号に定める果樹先導的取組支援事業補助金実績報告書兼補助金支払請求書により事業実施者（第2の2（3）の場合にあつては事業実施主体）に報告するものとする。
- (2) 事業実施者（第2の2（3）の場合を除く。）は、支援対象者からの報告を取りまとめ、内容を審査の上、事業実施主体に報告するものとする。

4 補助金の支払い

事業実施主体は、3の（1）及び（2）により報告された場合には、第2の1（2）の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、事業実施者は、第2の2（4）の業務方法書に定めるところにより、当該支援対象者に対して補助金を支払うものとする。

第8 その他

- 1 支援対象者等は、事業の実施に当たり複数の業者から見積もりを徴取する等により、事業費の低減に努めることとする。
- 2 本事業の手続きに係る様式は、別紙参考様式を例として、事業実施主体又は都道府県法人等がその業務方法書に定めることができるものとする。

Ⅱ 茶

第1 趣旨

茶は、リーフ茶を中心に消費量が長期的に減少している一方で、産地や品種の特徴等を捉えた新しい茶の楽しみ方を提案する喫茶店等が広がりをもって展開され、若年層を含む消費者の支持を得ているほか、輸出が過去最高額を記録するなど、需要動向の変化も見られている。

こういった国内外の新たな需要に対応するため、茶の植栽等を実施するとともに、安定生産を図るため、近年頻発する自然災害を未然に防止するための設備等の設置など、国内茶産地の生産基盤の強化や国際競争力の向上を図るための体制構築が急務となっている。

これらの課題解決を図るために必要な経費について補助を行うものとする。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、以下（１）に掲げる者とし、（２）の全ての要件を満たすものとする。

（１）ア 農業者の組織する団体

イ 公社

ウ 協議会

（２）ア 茶についての知見を有し、かつ、茶産地が抱える各種課題解決に向け、事業実施を的確に行う体制及び能力を有すること。

イ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理と処理を行う体制及び能力を有する者であって、役員名簿、組織の事業計画・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの。）を備えていること。

なお、（１）のア及びウにあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。

ウ 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

エ 本事業により得られた成果を公益の利用に供することについて、制限なく認める者であること。

オ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員でないこと。

カ 構成員に茶の生産者又は生産団体が含まれていること。

第3 事業の内容等

1 本事業で支援する取組

第2の事業実施主体が国際競争力の強化に向けた茶産地の体質強化を図るために行う別紙2の第2の1に掲げる取組とする。

また、各取組に係る留意事項は以下のとおりとする。

(1) 設備導入(別紙2の第2の1(2))については、以下に定めるところによるものとする。

ア 事業実施主体は、交付決定後、当該設備を納入する事業者を原則として一般競争入札により選定した上で、設備納入契約を締結する販売者及び購入価格を決定するものとする。また、事業実施主体は、別紙様式第5号により、入札結果報告を地方農政局長等に提出するものとする。

イ 導入設備の適正な利用が確実であると認められ、かつ、事業対象期間にわたり、十分な利用が見込まれること。

ウ 導入設備の規模及び能力が、受益農業従事者数、受益地区等からみて適正であり、かつ過大なものではないこと。

エ 導入する設備は、動産総合保険等の保険に加入すること。

(2) 品質向上(別紙2の第2の1(3))については、以下のとおりとする。

ア 棚施設を利用した栽培法への転換については、茶製品の付加価値向上を目的とし、露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置し、露地栽培から栽培法を転換するものとする。

イ 直接被覆栽培への転換については、てん茶を生産することを目的として、てん茶の生産に適した品種に限り、茶園を被覆資材で直接被覆する栽培法に転換するものとする。

ウ 有機栽培への転換については、有機JAS等認証と同等以上の取組を行う栽培法に転換することとする。また、対象とする茶園にあっては、目標年度までに有機JAS等の有機栽培に係る第三者認証を取得するものとする。

エ 輸向け栽培体系への転換については、輸出先国の残留農薬基準に対応し、農薬の変更や農薬のドリフト防止措置を行い、栽培法を転換することとする。また、対象とする茶園にあっては、生産された茶について目標年度までに残留農薬分析を実施し、輸向け対応可能な茶として販売するものとするほか、事業実施主体がG F P コミュニティサイトへの登録を行っていることを要件とする。

(3) 技術実証・展示(別紙2の第2の1(4))については、以下のとおりとし、その補助率は1/2以内とする。

ア 技術実証については、低コスト・高品質化生産技術や新たな栽培技術等の実証とする。

イ 展示については、茶への転換や省力的な栽培管理に資するほ場条件整備・植栽方法等に係る展示とする。

(4) 植栽(別紙2の第2の1(8)。台切りを含む。)及び伐採・抜根・整地(別紙2の第2の1(6))とあわせ行う植栽(伐採後、伐採した面積と同規模の農地に新たに植栽する場合を含む。)については、国際競争力の強化に向けた茶産地の体質強化を図ることができる優良品種の植栽とする。

(5) 未収益支援(別紙2の第2の1(9))については、次に掲げる支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積に10a当たり単価の欄に掲げる金額を乗じて得た金額を補助金の総額とする。

支援内容	10a 当たり単価
(ア) 植栽に伴う未収益支援①	141,000円

(イ) 植栽に伴う未収益支援② (第4の(6)のア(カ)を満たす場合に限る。)	181,000円
(ウ) 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	40,000円
(エ) 台切りに伴う未収益支援	70,000円

※台切りとは、茶園の若返りを図るため、茶園の地際部から地上15センチメートルまでの高さ（地域における栽培指導指針又はこれに準じるものにおいて別に高さを定めている場合にあっては、当該高さ）で茶樹を切断することをいう。

2 事業実施区域

原則として、市町村の区域とする。ただし、事業の適切かつ円滑な実施のために必要と認める場合にあっては、都道府県の区域を事業実施区域として設定することができる。

また、事業実施主体が農業協同組合の場合には、農業協同組合の事業区域を事業実施区域として設定することができる。

第4 事業の実施要件

本事業の実施要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

(1) 事業実施主体が以下のいずれかの成果目標を設定すること

	成果目標	目標年度 (事業実施年度からの年数)
ア	栽培面積のうち、産地で推奨する品種の栽培面積を8割以上とすること。	3年後
イ	栽培面積の1割以上を産地で推奨する品種へ転換すること。	3年後
ウ	生産量又は販売額を12%以上増加すること。	3年後
エ	栽培面積のうち、有機栽培面積を2割以上とすること。	4年後
オ	栽培面積のうち、輸出向け栽培面積を2割以上とすること。	3年後
カ	防災設備の導入により、災害発生年と比較して単収を1割以上増加すること。	3年後

(2) 受益面積が20a以上であること。

(3) 第3の1(1)に取り組む場合にあっては、試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。

(4) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日

- 以上)をいう。以下同じ。)に65歳未満の者が含まれること。
- (5) 受益農業従事者のうち少なくとも1名以上が、以下のアからエまでのいずれかに該当すること。
- ア 人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知)第2に定める人・農地プランをいう。以下同じ。)において、中心となる経営体として現に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。
- イ 経営再開マスタープラン(地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。以下同じ。)において、中心となる経営体として現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。
- ウ 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条に定める地域計画(以下「地域計画」という。)において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。
- エ 農地中間管理機構(農地主幹管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれる農業経営体に含まれること。
- (6) 第3の1(2)及び(4)に取り組む場合にあっては、次のア及びイの要件を満たしていること。
- ア 支援の対象となる生産者
- 事業実施主体から補助金の交付を受けようとする茶の生産者(以下「支援対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす茶生産者グループ(荒茶加工施設を中心とした茶の生産者グループをいう。以下同じ。)に参画している者でなければならない。
- (ア) 茶生産者グループに参画している支援対象者の事業実施年度における植栽の実施面積の合計が、20a以上であること。
- (イ) 茶生産者グループに参画している支援対象者に65歳未満の者が含まれること。
- (ウ) 茶生産者グループに参画している支援対象者のうち、当該茶生産者グループごとに、少なくとも1経営体以上が、以下のaからdまでのいずれかに該当すること。
- a 人・農地プランにおいて、中心となる経営体として現に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。
- b 経営再開マスタープランにおいて、中心となる経営体として現に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。
- c 地域計画において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。
- d 農地中間管理機構から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれること。
- (エ) 運営に係る規約その他の規程が定められていること。
- (オ) 生産者グループの中心とする荒茶加工施設は、原則として、茶生産者グループを構成する茶の生産者が植栽等を実施する年度の前年度(前年度において、土地改良事業又は災害復旧事業の実施により茶が生産されなかった場合

- にあつては、当該事業の実施年度の前年度）において、当該茶の生産者からの出荷実績が最も多い荒茶加工施設であること。
- (カ) 第3の1の(5)の(イ)に掲げる未収益支援を受ける場合は、次の取組を行うこと。
- a 40a以上又は植栽実施面積の1割以上について異なる品種への転換を行うこと。
 - b 次の(a)から(e)までの5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと。
 - (a) ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置
 - (b) 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置
 - (c) 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入
 - (d) 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化
 - (e) 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施
- イ 支援の対象となる茶園
- 支援対象者の茶園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。
- (ア) 第3の1(2)に定める取組を行う場合にあっては、事業実施年度の前年度まで、茶園として通常の収穫が見込まれるよう適切な栽培管理が行われていること。
 - (イ) 植栽後は、地域の実情に照らし、通常の収穫が見込まれる植栽密度を有すること。
 - (ウ) 当該茶園が、茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図るため、事業実施主体が策定する茶産地展開計画に定めた地域内にあること。
 - (エ) 当該茶園について、農地法（昭和27年法律第229号）第4条又は第5条に基づく農地転用の許可申請書が提出されていないこと。
 - (オ) 当該茶園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転又は賃貸借等の使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が現に行われ、又は整った茶園でないこと。
 - (カ) 過去（同一の作物年に実施する場合を除く）に本事業を含む国庫補助事業による支援を受けて、第3の1(2)又は(4)に定める取組を実施した茶園でないこと。ただし、第3の1(2)に定める取組に対する支援を受ける茶園については、過去に同一の支援を受けている場合を除きこの限りではない。
- (7) 受益農業従事者が5名以上であること。

第5 事業実施確認・報告

1 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、茶生産者グループが植栽等を行うこととしている茶園が第4の(6)イに掲げる要件を満たすことを事業に着手する前に提出資料又は現地を確認する。

(2) 事業実施主体は、茶生産者グループが植栽等を行ったことを確認する（以下「事後確認」という。）ため、以下の事項を現地で確認するものとする。

ア 事業の取組が確実に実施されたこと。

イ 実際の支援対象面積

ウ 植栽を行った場合にあっては、新たに植栽した茶樹の品種名

エ 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入を行った場合にあっては、棚施設が設置されるとともに、導入した被覆資材により、茶園の上部と側面が覆われていること。

オ 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入を行った場合にあっては、導入した被覆資材により、茶樹が覆われていること。

カ 有機栽培への転換を行った場合にあっては、転換後に有機JAS等認証と同等以上の栽培管理が行われていること。

キ 輸出向け栽培体系への転換を行った場合にあっては、農薬の変更や農薬のドリフト防止措置が実施されていること。

(3) 事業実施主体は、事後確認に当たり、必要に応じ、支援対象者、茶生産者グループの代表者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。

(4) 事業実施主体は、現地における事後確認を円滑に実施するため、必要に応じ、関係機関に対し協力を依頼するものとする。

(5) 確認業務の委託

事業実施主体は、(1) 及び (2) に係る確認業務を次のアからエまでに掲げる要件を全て満たす組織に委託することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

ア 法人格を有していること。

イ 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。

ウ 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。

エ 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる茶生産者グループの構成員になっていないこと。

(6) 実施確認結果の通知

ア 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、茶生産者グループに対し、確認結果を通知する。

イ アの通知を受けた茶生産者グループは、構成員となっている支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を通知するものとする。

2 事業実施状況の報告

本要綱第35の報告について、事業実施主体は、第4の(1)に規定する目標年度までの間、それぞれ、事業の実施状況の確認を行い、植栽等の取組の態様が継続され、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに基づいて施肥、防除等の栽培管理等が行われていることを確認し、事業実施状況報告書を作成し翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

3 補助金の返還

事業実施主体は、2の事業実施状況の確認をした結果、植栽等の取組の態様が継

続していないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになった場合は、支援対象者に対し、補助金の返還を命じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りではない。

- (1) 補助金の交付を受けた支援対象者が未収益の期間中に、当該茶園について、他の農業者に譲渡又は貸付けを行った場合において、植栽等の取組の態様が継続されており、かつ、適切な栽培管理が行われていることが明らかな場合
- (2) 気象災害等により茶園が崩壊し、茶園に設置した棚施設が崩壊し又は茶樹が枯死し、植栽等の取組の態様が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、棚施設の復旧工事、茶樹の植栽等を行い、栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合

Ⅲ 花き

第1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大等を契機として、人々の生活様式の変化が定着する中で、花きの需要は葬儀やイベントなどの業務用が大きく減少し、個人・家庭向けの需要等が増加するなど、実需者から求められる用途や品目等が急激に変化している。

このような状況の中、花き産地の中には急激な需要変化に対応できず、供給過多あるいは供給不足といった品目が発生しており、産地の生産品目を現在の需要動向に適応したものとするとともに、実需から需要の高い品目の生産拡大、安定供給が課題となっている。

また、我が国の切り花等の輸出が増加傾向にある中、輸出先国で需要がある品目の供給が追いつかず、輸出拡大の機会を逃している、あるいは我が国への外国産品の輸入が減少し、国産品を求める実需者の声があるにもかかわらず、当該品目を供給できず、国内シェアの奪還の好機を逸しているといった事態も見られる。

このような課題に対応し、我が国の花きの国際競争力の強化、産地の維持及び発展を図るためには、需要変化によって需要回復が見込まれない花き品目（以下「転換元品目」という。）から需要がある品目、品種（以下「転換先品目」という。）への産地の作付の転換を速やかに行い、実需者が求める品目等の安定供給が可能な生産体制を早期に構築することが必要である。

このため、国内外の需要変化に対応し、マーケットインの発想で需要がある品目等への転換を行い、生産体制の強化に取り組む産地の先導的な取組を支援する。

第2 事業実施主体

（1）本事業の事業実施主体は以下に掲げる者とする。

ア （2）の要件を満たす協議会

イ 農業協同組合連合会又は農業協同組合

ウ 生産者団体（構成員に事業対象品目の生産者を5戸以上含み、本事業の取組を実施できる体制を有するとともに法人格を有する団体）

（2）協議会の要件は次のとおりとする。

ア 本事業を活用し品目等転換の取組を行う意向がある5戸以上の生産者又は生産者団体、農業関係団体、都道府県、市町村、実需者（実需者と取引がある市場等の流通業者を含む）、試験研究機関など本取組の実施に必要な関係者が参画しており、このうち5戸以上の生産者又は生産者団体が必ず含まれていること。

イ 協議会の構成員の中から本事業の実施及び補助金の会計処理等を適正に行う能力及び体制を有する者又は団体が協議会事務局として選定されていること。

ウ 協議会事務局が補助金交付等に関する全ての手続等を行うこと。

エ 協議会の代表者及び意志決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約を定めていること。

オ 事業に関する会計手続等について、一つの手続につき複数の者が関与する等、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(3) 品目等転換の取組を円滑に行うため、事業実施主体は、転換先品目についての需要を有する実需者との連携体制の構築に努めるものとする。

第3 事業の内容

第2の事業実施主体が行う、別紙2の第2の1に掲げる取組のうち転換元品目から転換先品目への転換に必要となる取組とする。

各取組に係る留意事項は以下のとおりとし、転換先品目について実需者等からの需要（おおよその取扱要望量や販売見込み量等）が確認できているものに限るものとする。

(1) 設備導入（別紙2の第2の1（2））については、転換先品目の生産や出荷等に新たにかつ直接必要と認められる農業設備及び機器であって、本体価格が50万円未満のものとし、原則として新品とする。

(2) 技術実証・展示（別紙2の第2の1（4））については、転換先品目の栽培性等の確認や出荷までの保管・輸送時の品質保持等を目的とした実証とし、その補助率は定額とする。

(3) 伐採・抜根・整地（別紙2の第2の1（6））については、花木に限るものとする。

(4) 栽培環境整備（別紙2の第2の1（7））における資材導入については、新たに導入する転換先品目の生産に直接に必要と認められる生産資材等とする。

第4 事業の実施要件

本事業の実施要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

(1) 事業対象面積が1つの事業実施計画につきおおむね50a以上となること。

(2) 事業の実施について、事業実施地区内で合意形成が行われていること。

(3) 事業実施主体は、転換元品目から転換先品目への転換面積を成果目標とし、その目標年度を事業完了年度の翌年度とした成果目標を設定すること。

第5 採択等

本事業の採択に当たっては、本要綱並びに農産局長が別に定める公募要領に照らし、適正かつ高い事業効果が見込まれる事業実施計画を選定し、予算の範囲内で採択を行うものとする。なお、選定に当たっては、事業実施主体の適格性及び以下の観点により審査を行うこととする。

(1) 優先順位の高い取組

- ア 転換先品目の需要を把握している取組
- イ 転換先品目の需要見込みと転換面積が整合していると認められる取組
- ウ 輸出向けの品目への転換等、新規需要に対応する取組
- エ 協議会の構成員に実需者が含まれるなど実需者との連携を確保している取組
- オ 転換先品目について、継続的な需要確保が見込まれている取組

(2) 転換先品目等の調整

複数の協議会から同一の品目への転換が多数要望された場合にあっては、農産局長は転換先品目の需要の規模や他産地への影響等について確認するため、必要に応じヒアリングを行い、調整等を行うことができる。

第6 事業実施上の留意点

- 1 事業実施主体は、品目等転換を行うに当たり転換先品目に明確な需要（実需者からの取扱要望等）があることを調査等により把握するほか、事業実施地区及び近隣産地の転換先品目生産者への影響を分析し、他の転換先品目生産者への悪影響が生じないように配慮するものとする。
また、品目等転換の方針や内容について必要に応じ、関係取引先や都道府県、市町村、農業団体等の意見を聞くものとする。
- 2 本事業により品目等転換に必要な検討や需要調査等を行った結果、本事業による品目等転換の実施が困難であると認められる場合は、地方農政局長等に速やかに報告を行い、指導を受けるものとする。
- 3 転換先品目の選定に当たっては、転換先品目の需要が一過性のものであり短期で消失する可能性がないかなど需要の継続性を考慮するものとする。
- 4 転換先品目については、する事業の点検評価が終了するまでは原則として、他の品目への転換、作付けの中止等を行わないものとする。
- 5 事業実施主体は、事業評価が終了後も転換先品目の生産の継続に努めるものとする。なお、事業実施後の需要変化等により転換先品目の継続が困難あるいは別の品目へ転換した方が生産者の所得向上に資するなど合理的な理由がある場合はこの限りでない。
- 6 本事業で導入する生産資材等の選定に当たっては、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象とすることがないように、公正かつ合理的に選定を行うこととする。
- 7 事業実施主体は、生産資材、農業設備等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札等の実施又は AGMIRU の活用等を通じて、複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

別紙様式第1号

(事業実施主体→農林水産省農産局長^{注1})

園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長^{注1} 殿

事業実施主体名

所在地

代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)の事業実施計画の(変更)協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の第4の1の規定に基づき、関係書類^{注2}を添えて協議します。

注 茶または花きの場合は、事業実施主体の所在地を所管する地方農政局長等とすること。

注 関係書類として、別紙様式第1号-1及び第1号-2-1(茶にあっては第1号-2-2、花きにあっては第1号-2-3)を添付すること。

産地生産基盤パワーアップ事業のうち
園芸作物等の先導的取組支援（〇〇）
事業実施（変更）計画書（共通事項）

（産地生産基盤パワーアップ事業のうち
園芸作物等の先導的取組支援（〇〇）
実施状況報告書 兼 評価報告書）

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

所 在 地：

事業実施計画書（事業実施状況報告書兼評価報告書）

第1 事業概要

1. 事業実施主体の概要

事業実施主体名		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者（事務局）	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※事業実施主体が協議会の場合は担当者の欄は協議会の事務局に選定された者又は団体の担当者を記載する。

2. 事業目的

--

3. 取組概要（第2の取組計画のうち実施するものについて記載）

取組項目	目的	内 容 (手法、時期、 対象者など)	活動指標 (箇所数など)

4. 事業実施体制

--

5. 事業の委託

委託する事業の内容及びそれに要する 経費	委託先	委託理由

6. 成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	増減又は割合		

7. 成果目標の達成状況（本項目は評価報告書作成時に記載すること。）

目標値（目標年度）	実績値（〇〇年度）	達成度 （自己評価）	要因分析

※要因分析の欄には達成及び未達成の要因を分析して記載すること

第2 本事業の取組計画(実施状況)

1. ほ場条件整備

整備内容	整備時期	対象面積	整備の目的や必要性

2. 設備導入

導入する設備等	導入時期	対象面積	導入の目的や必要性

3. 品質向上の取組

取組内容	実施時期	対象面積	実施の目的や必要性

4. 新技術導入の実証・展示ほの設置の取組

--

5. 品目等転換検討・調査

① 品目等転換に必要な種苗等の導入計画（結果）

転換元品目		転換先品目		取組内容	備考（転換元品目の選定理由や栽培面積の根拠を記載）
品目名	面積	品目名	面積		

※ 品目転換取組実施者に複数の農家が含まれる場合は、品目転換実施者の欄に括弧書きで戸数を記載する。

② 需要調査等の実施計画

実施時期	調査地	調査内容	事業費の内訳	備考

6. 伐採・抜根・整地の取組

取組内容	実施時期	対象面積	実施の目的や必要性

7. 栽培環境整備 ※品目転換時のみ

転換元品目	転換先品目	対象面積	取組内容

8. 植栽（区分欄には樹形または取組内容を記載） ※果樹・茶のみ

区分	時期	対象面積	植栽の目的や必要性

9. 未収益支援 ※果樹・茶のみ

区分	対象面積

--	--

10. 研修の開催等

① 研修会の開催

実施時期	開催場所	研修内容	事業費の内訳	備考

② その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考

1 1. 推進事務

取組内容	実施時期	実施理由

第3 事業実施経費

事業内容	金額（円）	うち国庫補助金（円）	備考（経費の必要性等）
果樹・茶・花きの安定供給体制確保			
1 防災設備・ほ場条件整備			
費 目			
費 目			
2 設備導入			
費 目			
費 目			
3 品質向上の取組			
費 目			
費 目			
4 技術実証・展示			
費 目			
費 目			
5 品目等転換検討・調査			
費 目			
費 目			

6	伐採・抜根・整地			
	費 目			
	費 目			
7	栽培環境整備 ※品目転換時のみ			
	費 目			
	費 目			
8	植栽 ※果樹・茶のみ			
	費 目			
	費 目			
9	未収益支援 ※果樹・茶のみ			
	費 目			
	費 目			
10	研修の開催等			
	費 目			
	費 目			
11	推進事務			
	費 目			
	費 目			
合 計				

注1：単価、人数等の根拠（資料名等）について具体的に備考欄に記載するか、必要事項が記載された別紙を添付すること。

注2：「費目」欄には、交付等要綱別記1別紙2別表1に掲げる費目を記入すること。

注3：適宜、行を追加して記入すること。

別紙様式第1号-2-1 事業実施計画書（果樹）

1 事業効果

事業成果	成果の活用方法、波及効果等

※想定される事業成果及びその活用方法、波及効果等について記入すること。

2 事業成果の公表

取組項目	事業成果	公表時期	公表方法	備 考

3 事業の構図等

提案事業全体の流れが分かる構図等をA4サイズ2枚以内に整理して添付すること。

※ 提案事業の戦略（方向性）、戦術（方法・施策）、目標数値及び連携団体等の役割など、それぞれの関係性や流れを分かりやすく図示したものとすること。

別紙様式第1号-2-2 茶産地展開計画

※別記1別紙2第2（3）（6）（8）（9）のいずれかに取り組む場合は別紙様式第1号-2-2-1及び第1号-2-2-2も添付すること。

計画策定年度 年度

計画期間 ~ 年度

GFPコミュニティサイトへの登録 有 ・ 無

区域名

1 地域の農業生産の概要

2 地域の茶業生産の現状と課題

現状（ 年）				
栽培農家戸数	栽培面積	荒茶生産量	生産額	荒茶加工施設数
戸	ha	t	千円	箇所

3 地域で生産する茶の需要の見込み

4 地域の茶業の展開方向

5 地域における改植等の実施時期

植栽	～
伐採・抜根・整地	～
棚施設を利用した栽培法への転換	～
てん茶生産に向けた直接被覆栽培への転換	～
有機栽培への転換	～
輸出向け栽培体系への転換	～

6 関係団体・機関間の連携体制

(1) 構成員

氏名	所属・役職名	備考

(2) 事業実施年度における検討会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考

※参集範囲は、(1)の構成員以外の者が参加する場合は、その者の所属・役職名、氏名を併せて記入すること。

(3) その他

--

7 産地が推奨する茶品種

--

※これを示した資料を別紙で提出すれば、省略可

8 その他必要な事項

--

(参考) 地域における植栽等の進捗状況と長期計画

事業実施主体の産地における茶園の状況別面積と将来計画

区分		現状	3年後	備考
地区全域の茶園面積				
	うち 樹齢30年以上			
	樹齢30年未満25年以上			
	樹齢25年未満20年以上			
	樹齢20年未満10年以上			
	樹齢10年未満			
	うち 有機栽培認証取得茶園			
	うち 棚栽培実施茶園			
	うち てん茶生産茶園			
	うち 発酵茶・半発酵茶等生産茶園			

注1：事業実施主体が把握している範囲内で数値を記入すること。

注2：集計がない、又は集計できない場合には備考欄にその旨を記載すること。また、部分的に把握できている場合は、その数値を記入し、部分的に把握している数値である旨を備考欄に明記すること。

茶生産者グループ別事業実施(変更)計画一覧表

茶生産者グループ	実施農家数(戸)	茶園面積(㎡) 注1	未収益支援②の場合の課題解決への取組 (注2(イ)から2つ選択)	実施面積(㎡)													事業費(円)											年度内事業実施の確実性 注3	農地中間管理機構との連携の有無 注4	地域計画等における位置付け 注5		
				植栽に伴う未収益支援①	うち現在栽培されている品種と異なる品種を植栽する面積計	植栽に伴う未収益支援②	棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	台切りに伴う未収益支援	植栽支援	うち産地推奨品種に改植する面積計	伐採・抜根・整地	棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入	有機栽培への転換に必要な資材の導入	輸出处向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農業分析	合計	植栽に伴う未収益支援①	植栽に伴う未収益支援②	棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	台切りに伴う未収益支援	植栽支援	伐採・抜根・整地	棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入	有機栽培への転換に必要な資材の導入	輸出处向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農業分析	合計				除税額	国庫補助金額
														0												0		0				
														0												0		0				
														0												0		0				
														0												0		0				
														0												0		0				
														0												0		0				
														0												0		0				
														0												0		0				
														0												0		0				
計	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1: 茶生産者グループ内の茶園面積の合計。当該年度に事業を実施する生産者の茶園面積だけでなく、当該年度に事業を実施しない生産者の茶園面積も含む。

注2: 本別紙のⅡの第4の(6)(カ)の規定に従い、植栽に伴う未収益支援②の場合は、以下の取組を行うこと

(ア) 40アール以上又は植栽実施面積の1割以上について異なる品種への転換を行うこと

(イ) 次の①～⑤の5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと

① 輸出に向けた残留農業基準の適合に資する有機JASの取得や減農薬栽培、無農薬栽培等の取組の実施

② 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置

③ 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入

④ 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化

⑤ 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施

注3: 年度内事業実施の確実性の記入については、生産者グループが支援対象者の責任の範囲で実施が確実と確認できる場合に○を記載し、それ以外には×を記載する。

注4: 農地中間管理機構との連携の有無の確認欄については、当該年度までに農地中間管理事業により支援対象者への貸し付けが確実に見込まれる茶園において茶の植栽等を実施する取組が行われる場合に○を記入する。

[illegible]

項目	計画	異なる品種への 転換面積	判定	実績	最終判定
支援対象面積の確認(全支援面積)	取組面積2000㎡以上	㎡	〃	㎡	〃
	茶園面積の1割以上	㎡	〃	㎡	〃
補償に伴う収益支援②の場合	異なる品種への転換面積4000㎡以上	㎡	〃	㎡	〃
	異なる品種への転換面積の合計が補償実施面積の1割以上	㎡	〃	㎡	〃

別紙様式第1号-2-3 事業実施計画書（花き）

※実施結果報告時には記載内容を計画から実施結果に修正すること。

1 取組実施の背景・産地の課題

--

2 転換先品目の需要確認の状況、他産地への影響分析

--

3 本事業の実施により見込まれる（発現した）効果

--

4 本事業の取組計画

ア 技術実証・展示ほ設置計画（結果）

① 検討会の開催

実施時期	開催場所	検討内容	事業費の内訳	備考

② 実証試験等の実施

実施時期	実施場所及び実施面積	目的及び実施内容	事業費の内訳	備考

③ マニュアル等の作成

実施時期	作成内容	作成の必要性	事業費の内訳	備考

イ 栽培環境整備計画（結果）

① 検討会の開催

実施時期	開催場所	検討内容	事業費の内訳	備考

② 栽培環境整備の内容

実施時期	転換先品目の需要見込み （数量又は面積）	事業費の内訳	備考

添付書類 注1：事業計画の取組の一部業務を委託した場合は委託契約書の案

注2：設備等を導入する場合は、カタログ、見積書等

注3：事業実施主体が協議会である場合は、規約（案）の写し、構成員名簿

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長※ 殿

事業実施主体名

所在地

代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)の交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の第4の2の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

施行注意: 茶または花きの場合は、※については事業実施主体の所在地を所管する地方農政局長等とする。

別紙様式第3号

(事業実施主体→農林水産省農産局長※)

園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長※ 殿

事業実施主体名

所在地

代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)の事業実施状況報告書について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の第7の1の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

施行注意:茶または花きの場合は、※については事業実施主体の所在地を所管する地方農政局長等とする。

別紙様式第4号

(事業実施主体→農林水産省農産局長※)

園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長※ 殿

事業実施主体名

所在地

代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(〇〇)の評価報告書について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の第7の2の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

添付書類 評価報告書(様式は別紙様式第1-1号別添1に準ずるものとする。)

施行注意:茶または花きの場合は、※については事業実施主体の所在地を所管する地方農政局長等とする。

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(茶)の入札結果の報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2のⅡの第3の1の(1)の規定に基づき、下記のとおり入札結果を報告します。

記

対象事業	
業者選定方法	
入札執行年月日	
入札立会者の 所属・役職・氏名	
入札予定価格(税抜)	円
入札参加業者名及び 入札価格(税抜)	円
	円
	円
	円
	円
入札執行回数	
落札業者名(契約業者名)	
契約価格(税抜)	
契約年月日	
完了予定年月日	
備 考	令和〇年〇月〇日〇〇〇号 交付決定

注1:「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。不落札随意契約の場合は必ず記入す。

注2:「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回の価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。)

注3:不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。

注4:「業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄まで記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。

注5:交付決定前に着工した場合、「備考」欄は交付決定前着工届の文書番号等を記入する。

注6:本報告に際しては、工程表を添付すること。

注7:事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。

〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画(兼実績報告)

都道府県名	産地協議会名

I 農業者の概要

農業者氏名	農業者住所	農業者の位置づけ	要件(第4(3))
		担い手 ・ その他	ア・イ・ウ

注1: 生産者組織(特認団体も含む)が事業を実施する場合、「農業者氏名」の欄には代表者名を、「農業者住所」の欄には代表者等の住所を記入すること。
注2: 農地中間管理機構が事業を実施する場合、「農業者」とあるのは、「農地中間管理機構」と読み替えるものとし、「農業者の氏名」の欄には当該農地中間管理機構の名称及び代表者名を、「農業者住所」の欄には、当該農地中間管理機構の所在地の住所をそれぞれ記入し、「農業者の位置付け」の欄にはその他に「○」を付すこと。

II 果樹先導的取組支援の事業計画(実績)

園地 番号	園地の 所在地	転換元(現況)		転換先		事業内容	計画面積 (受益面積)	事業量	事業費	補助金	補助率	事業 着工 (予定) 年月日	事業 完了 (予定) 年月日	備考
		品目	(品種名)	品目	(品種名)									
1			()	()	優良品目・品種 への転換	(改植)	m		円	円				
						(新植)	m		円	円				
						(高接)	m		円	円				
					改植・新植に伴う未収益期間の栽培管理	災害防止設備の設置 ()	m		円	円				
						安定生産に資する設備の設置 ()	m		円	円				
						ほ場条件の整備 ()	m		円	円				
						省力的植栽及び省力樹形ほ場の展示	m		円	円				
						病害低減設備の設置 (雨よけ設備)	m		円	円				
										円				
2			()	()	優良品目・品種 への転換	(改植)	m		円	円				
						(新植)	m		円	円				
						(高接)	m		円	円				
					改植・新植に伴う未収益期間の栽培管理	災害防止設備の設置 ()	m		円	円				
						安定生産に資する設備の設置 ()	m		円	円				
						ほ場条件の整備 ()	m		円	円				
						省力的植栽及び省力樹形ほ場の展示	m		円	円				
						病害低減設備の設置 (雨よけ設備)	m		円	円				
										円				

合 計			事業実施園地数	計画面積 (受益面積)	事業費	補助金
	優良品目・品種への 転換	(改植)	[園地]	m	円	円
		(新植)	[園地]	m	円	円
		(高接)	[園地]	m	円	円
	未収益期間の栽培管理		[園地]	m	円	円
	災害防止設備の設置		[園地]	m	円	円
	安定生産に資する設備の設置		[園地]	m	円	円
	ほ場条件の整備		[園地]	m	円	円
	省力的植栽及び省力樹形ほ場の展示		[園地]	m	円	円
	病害低減設備の設置		[園地]	m	円	円
					円	円

- 注1: 「転換元(現況)」、「転換先」の欄については、「事業内容」が優良品目・品種への転換又は優良品目・品種への転換と同時に災害防止設備の設置、安定生産に資する設備の設置、ほ場条件の整備及び病害低減設備の設置を実施する場合、「転換元(現況)」、「転換先」の欄にそれぞれの品目及び品種を記入すること。災害防止設備の設置、安定生産に資する設備の設置、ほ場条件の整備及び病害低減設備の設置を実施する場合(優良品目・品種への転換と同時に実施しない場合)は、「転換元(現況)」の欄にその品目及び品種を記入すること。
なお、品目を記入する場合、うんしゅうみかんでは、極早生・早生・普通の別を、りんごでは普通栽培・わい化栽培の別を区分して記入すること。
「改植」は別紙2第2の1(6)、「新植」は別紙2第2の1(8)の取組、「災害防止設備の設置」及び「安定生産に資する設備の設置」は別紙2第2の1(2)の取組とすること。
- 注2: 「事業内容」の欄については、災害防止設備の設置及び安定生産に資する設備の設置を実施する場合は、()書で導入した設備や資材を記入すること。また、ほ場条件の整備を実施する場合は、()書で「園内道の整備」、「傾斜の緩和」、「土壌土層改良」、「排水路の整備」のいずれかを記入すること。
- 注3: 「事業内容」の[]書は、本事業により整備する(した)園地数を記入すること。
- 注4: 「事業完了(予定)年月日」の欄には、支援対象者が事業実施者に対して「果樹先導的取組支援事業実績報告兼補助金支払請求書」を提出する年月日を記入すること。
- 注5: 「事業量」の欄については、優良品目・品種への転換(改植・新植)を実施する場合は、植栽する苗木の本数を、高接を実施する場合は、穂木の重量を、ほ場条件の整備(園内道の整備)を実施する場合は、延長、幅員を記入するなど、事業内容に応じた事業量を記入すること。
- 注6: 「改植・新植に伴う未収益期間の栽培管理」の「事業費」の欄については、実施面積(受益面積)に4年間(農地中間管理機構が改植、新植を行った後に同機構により保全管理が行われた場合には、当該年数(1年に満たない日数は、これを切り捨てて得た年数。))を減じた年数。)及び助成単価55円/mを乗じて得た額を記入すること。
- 注7: 1園地で複数の事業内容を実施し、現行の様式で行が不足する場合は、必要に応じて行を追加すること。
- 注8: 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には小計及び合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」)を記入すること。
- 注9: 計画を変更する場合又は計画と実績が異なる場合、変更前(計画)と変更後(実績)を対比できるように、数値が異なる部分についてのみ変更前(計画)を括弧書きで上段に記入するとともに、合計の欄において変更前(計画)の数値、変更後(実績)の数値及び差額をそれぞれ三段書きで記入する。
- 注10: 「改植」、「新植」、「災害防止設備の設置」及び「安定生産に資する設備の設置」の取組は別紙様式第5号参照。

園地 番号	園地の貸与・譲渡の状況		園地の 所有者	特例 農地	出作地
	時期	貸与・譲渡先 (担い手)氏名			
	年 月				
	年 月				
	年 月				

- 注1: この表は、担い手以外の者が優良品目・品種への転換を実施する場合に記入すること。
- 注2: 「時期」の欄は、担い手に園地を貸与又は譲渡する場合、その予定時期を、「貸与・譲渡先氏名」の欄は貸与・譲渡先の担い手の氏名を記入すること。
- 注3: 事業を実施しようとする果樹園の所有者が、転換計画作成者と異なる場合は、所有者の氏名を「園地の所有者」欄に記入すること。
- 注4: 現在、植栽されている品目・品種を伐採する果樹園が、農地に係る相続税の納税猶予制度又は生前贈与に係る贈与税の納税猶予の適用を受けている農地である場合は「特例農地」の欄に○印を記入すること。

注5: 農業者の住所地を管轄する産地協議会の区域外に当該果樹園がある場合、その所在地を管轄する産地協議会（生産出荷団体、市町村）の名称等を「出作地」の欄に記入すること。

Ⅲ 添付資料

- (1) 事業実施園の配置図
- (2) 見積書(契約書)等

(支援対象者→事業実施者)

別紙参考様式第2号 ○○年度果樹先導的取組支援事業実施計画（兼実績報告）

(事業実施者→事業実施主体（本要綱Ⅰの第2の2（3）の場合）)

都道府県名

I 実証実施者（支援対象者等）

団体名	所在地
-----	-----

II 大規模実証の内容

--

III 実証園地の概要

個別 番号	園地 番号	園地の所在地	品目	品種名	圃場面積 (㎡)	補助対象とする内容		事業費 (円)	うち消費費 税相当額 (円)	補助金 (円)	補助率	事業実施期間		園地管理者 の課税区分	備考欄
						資材名	規格					事業 着手 (予定) 年月日	事業 完了 (予定) 年月日		
計															

※ 園地番号は 1-①、1-② 等の枝番で処理しても可。

- 添付資料
- (1) 別添 1
 - (2) 事業実施園の配置図
 - (3) 見積書（契約書）等

別添 1（別紙参考様式第 2 号）

第 1 事業計画総括表

都道府県名：
支援対象者等名：
大規模実証の内容：

条件設定	圃場面積（㎡）	事業費（円）	消費税相当額（円）	補助金（円）	備考
(1)					
(2)					
(3)					
(4)					
合計					
事業の実施要件（受益面積がおおむね200a以上）を満たしている場合○を記入	○				

注 1：条件設定の欄には、第 2 の 4 のイに記載した整理番号を記入すること。
注 2：消費税相当額の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には小計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」）を記入すること。

第 2 事業の実施方針

1 地域の農業生産の概要

2 事業実施の必要性及び目的

（現在の状況について、問題点・課題を含めて記入すること。）

3 実証成果の公表

目標年度	令和 年度
(実証の成果の公表時期および公表の形式について具体的に記入すること。)	

※ 実証成果の公表は、事業実施年度の翌年度までに実施すること。

4 実証の内容

ア 事業実施期間

	年月日
事業着手開始予定	
事業完了予定	

イ 条件設定

整理番号	実証条件	資材の種類	資材名	その他	備考欄
(1)	例) かん水施設	例) 透過性シート	例) タイベックシート		
(2)					
(3)					
(4)					

※ 実証の条件設定について具体的に記載すること。

ウ 調査項目

整理番号	収量（出荷量）	糖度及び酸度	等階級（ブランド率等）	作業性	受益面積（㎡）	備考欄
(1)						
(2)						
(3)						
(4)						

- 注1: 調査項目は、実証に必要な項目を適宜記載すること。
 注2: 評価報告時に、イの条件設定の整理番号に対応する各項目の結果を記載すること。
 注3: 受益面積は5の記載内容と対応させること。

5 実証園地の概要

園地 番号	実証試験参加 者の氏名	品目	品種名	条件設定の 整理番号	圃場面積 (㎡)	補助対象とする内容（資 材名）	事業費 (円)	うち消費税	補助金 (円)	園地管理者の 課税区分	備考
								相当額（円）			
1											
2											
3											
小		計									
4											
5											
6											
小		計									
7											
8											
9											
小		計									
合 計				(1)の合計							
				(2)の合計							
				(3)の合計							
				(4)の合計							
				総計							

注1: 園地番号は「別紙参考様式2号」と対応させること。

注2: 園地管理者の課税区分は、当該園地を管理する農業者が「免税業者」、「簡易課税業者」、「一般課税業者」のいずれに該当するかを記載すること。

第3 添付資料

- (1) 事業実施園の配置図
- (2) 見積書（契約書）等
- (3) 事業（調査）実施のスキーム図
- (4) その他、事業実施主体の求めに応じて必要な書類を提出すること。

番 号
年 月 日

社団法人〇〇県(道)果実生産出荷安定基金協会
理事長 殿
(〇〇〇産地協議会経由(技術の実証の取組を除く))

住所
〇〇〇生産出荷組合
代表理事組合長

果樹先導的取組支援事業実施計画の(変更)承認申請について

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画について関係書類を添えて(変更)承認申請します。

※別添書類として、次の写しを添付する。

(技術の実証の取組を実施しない場合は、5を除く)

(技術の実証の取組のみ実施する場合は、2、3及び4を除く)

- 1 〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画(兼実績報告)
(別紙参考記様式第1号)
(別紙参考様式第2号(技術の実証の取組))
- 2 支援対象者の住所地を区域内にもつ産地協議会が策定した果樹産地構造改革計画
- 3 2の果樹産地構造改革計画の承認文書
- 4 産地協議会の事前確認報告書
- 5 都道府県果樹農業振興計画

別紙参考様式第 4 号

(支援対象者→事業実施者)

(事業実施者→事業実施主体 (本要綱 I 第 2 の 2 (3) の場合))

(支援対象者が直接提出する場合)

番 号
年 月 日

社団法人〇〇県 (道) 果実生産出荷安定基金協会

理事長 殿

(本要綱 I 第 2 の 2 (3) の場合) は事業実施主体)

住所

氏名

果樹先導的取組支援事業補助金 (変更) 交付申請書

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、果樹先導的取組支援事業補助金〇〇〇円を交付されたく関係書類を添えて (変更) 申請します。

※別添書類として、〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画 (別紙参考様式第 1 号又は別紙参考様式第 2 号 (技術の実証の取組)) の写しを添付する。

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代表

殿

住所
社団法人〇〇県（道）果実生産出荷安定基金協会
理事長

果樹先導的取組支援事業補助金（変更）交付申請書

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、果樹先導的取組支援事業補助金〇〇〇円を交付されたく下記のとおり関係書類を添えて（変更）申請します。

記

- 1 支援対象者からの果樹先導的取組支援事業補助金の受領に関する
権限の委任を証する書面 ……別添 1
- 2 支援対象者別の果樹先導的取組支援事業補助金（変更）明細書……別添 2

注 1：農業協同組合長等がその他の農業者が組織する団体の委任を受けて代理申請する場合は、本様式の別紙に準じた実施計画、同意書及び支援対象者別明細書を添付する。

注 2：別添書類として、〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画（別紙参考様式第 1 号又は別紙参考様式第 2 号（技術の実証の取組））の写しを添付する。

年 月 日

委任状

住所
氏名

私どもは、上記の者を代理人と定め、貴協会の業務方法書第〇条に基づく果樹先導的取組支援事業補助金の交付申請、請求、受領、返還に関する権限について委任します。

（委任者一覧）

番号	住所	氏名

別添 2 (別紙参考様式第 5 号関係)

果樹先導的取組支援事業補助金(變更)明細書

[illegible]

注1:「改植」は別紙2第2の1(6)、「新植」は別紙2第2の1(8)の取組、「災害防止設備の設置」及び「安定生産に資する設備の設置」は別紙2第2の1(2)の取組とする。
注2:計画を変更する場合、変更前と変更後を対比できるように、変更前の数値を括弧書きで上段に記入するとともに、合計の欄において、変更前の数値を括弧書きで上段に、変更後の数値を中段に、その差額を括弧書きで下段に記載する。

番 号
年 月 日

社団法人〇〇県 (道) 果実生産出荷安定基金協会

理事長 殿

(〇〇〇産地協議会経由 (技術の実証の取組を除く))

(本要綱 I 第 2 の 2 (3) の場合) は事業実施主体)

住所

〇〇〇生産出荷組合

代表理事組合長

果樹先導的取組支援事業補助金実績報告兼補助金支払請求書

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱 (令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産第 3506 号) 別記 1 別紙 2 の I 第 7 の 3、〇〇業務方法書及び貴協会の業務方法書に基づき、果樹先導的取組支援事業の実績について別添のとおり報告します。

なお、併せて、補助金〇〇〇円の支払を請求します。

※ (また、請求のとおり支払われるときには、受領代理人〇〇 (例えば、県信用農業協同組合連合会理事〇〇) あてに支払われたく申し添えます。)

注 1 : 別添書類として以下のものの写しを添付する。

(1) 〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画 (兼実績報告)

(別紙参考記様式第 1 号)

(別紙参考様式第 2 号 (技術の実証の取組))

(2) 果樹先導的取組支援事業に係る事後確認報告書

注 2 : 果樹先導的取組支援事業補助金の受領に関する権限と受領以外に関する権限とが異なる者に委任された場合には、※の箇所に、受領に関する権限の委任を受けた者の住所及び氏名を記入する。